

令和 8 年度(2026 年度) 部活動方針

大津市立打出中学校

1. 本校の部活動の方針

(1) 部活動の位置付け

- ・部活動指導は、教育課程外に計画された学校の教育活動の一つである。
本校では以下の 3 点の教育的観点から、重要な教育活動と位置付ける。

- ①生徒の人格形成を促す。
- ②教育課程内の活動だけでは発揮しきれない力を思う存分発揮し活躍できる場。
- ③顧問と生徒という立場で生徒指導を円滑に進める。

【参考】平成 24 年実施 新中学校学習指導要領の総則第 4 の 2 (13)

部活動の意義や留意点について、「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されている。

- ・共通の興味や関心を持つ生徒が、学年や学級の所属をこえた組織で取り組む教育活動として大切にしていく。
- ・教員全員が顧問として関わっていく。

(2) 部活動の目的

- 生徒の自主的な態度・自治能力の育成を図り、生徒同士が友情や連帯感を深める。
- 技能・競技力の向上を目標にしつつ、一人ひとりが努力する過程の大切さが実感できるようにする。
- 互いの能力・人格を認め合えるようにする。

<運動部活動>

- ・生涯スポーツの基礎・基本となる力を育てる。
- ・合理的・効果的な実践を通じ基礎体力や運動技能・精神力の向上を図り、心身の健全な育成を図る。

<文化部活動>

- ・創造力を伸ばし、豊かで味わいのある生活を送れる力をはぐくんでいく。

(3) 顧問の役割

- ①生徒に自主的・自発的に活動させていくための目標を持たせることが大切であり、活動のねらい、方法、時間、場所を明らかにし、保護者・地域への説明責任を果たす。
- ②具体的な役割
 - ・部活動の経営、指導、毎月の練習計画表の作成
 - ・大会、各行事などの生徒引率
 - ・生徒指導及び学級担任との綿密な連携

2. 活動時間

- 活動は顧問の直接指導を原則とする。
- 早朝の活動は行わない。(H16. 1. 28 大津市教育委員会通達による)
- 全体の会議(職員会議、職員研修、学年部会)の日には活動を行わない。
- 毎週水曜日は、活動を行わない(大会前はその限りではない)。

● 4時間授業の日は、15：45活動終了 16：00完全下校とする。

3時間授業の日は、14：45活動終了 15：00完全下校とする。

● 5時間授業の日は、17：00活動終了 17：15完全下校とする（秋季総体～1月は除く）。

● 部活動完全下校時刻

期間	5～8月	9月	10月 秋季総体まで	秋季総体～ 1月	2月	3・4月
活動終了時間	17：15	17：00	16：45	16：30	16：45	17：00
完全下校時間	17：30	17：15	17：00	16：45	17：00	17：15

● 総体前の活動 延長練習については実施しない。

● 学校休業日・長期休業日の扱い

・ 顧問の直接指導のもとに行うことができる。

※生徒のみが早く来て練習を行わない。（顧問がいない時間に活動を行わない）

・ 活動時間は8：15～16：00の間の3時間程度を目処とする。

活動開始までに早く登校はしない。

ただし、校内外での試合や大会などは除く。

※各部の練習計画は毎月一覧表にして職員室前の封筒に一部入れること。

部活特勤請求時には部活特勤簿に添付して事務職員へ提出すること。

※活動時間については、顧問と相談する。

不審者との遭遇や生徒のみの活動での事故が心配されるため、顧問が、生徒の登校・帰着を確認できる時間設定を行うこと。

● 6～9月の部活動については、校長会の申し合わせ事項に従う。

3. 諸注意

(1) 定期テスト開始1週間前からテスト終了当日まで、原則として活動を停止する。

(2) 活動日時・場所は練習計画表として作成し、保護者に連絡すること。

(3) 校外での活動は事前に引率届を管理職へ提出し、徒歩や公共交通機関を利用して安全確保に努め、必ず顧問が引率すること。

(4) 合宿を行う場合には、学校長の了承を得た上で、保護者に「参加届」を提出してもらう。

(5) 学校休業日（土・日曜日、祝祭日、夏・冬・春季休業中の祝祭日、土・日曜日）の校舎、体育館、武道場等の校内施設への出入りについては、必ず顧問の監督のもとに行うこと。

(6) 顧問は、生徒の健康に留意し、部活動休養日（活動しない日）を設ける。

※平日のうち1日を部活動休養日とする。また、土・日曜日のどちらかを休みにする。

やむを得ず土・日曜日ともに活動する場合は、翌週にもう1日休養日を設ける。

※休日の練習に関しては、3時間の活動を基本とする。また、対外試合等は4時間とする。ただし、大会や強化練習会などの場合は、この限りではない。

(7) 活動中の事故・けがなどについては、速やかに管理職、担任、養護教諭に届け出ること。

また、休日の活動中に大きな事故、怪我、熱中症、救急搬送される等緊急の場合は、速やかに教頭先生に連絡を入れること。

(8) 長期休業中の平日における対外試合等は、事前に管理職の先生に相談に行くこと。